

## 令和9年度小樽市生活環境部戸籍住民課窓口封筒の募集について(仕様書)

市が発行した住民票の写しや戸籍証明書などの各種証明書を市民が持ち帰る際に利用する窓口封筒を寄附してくださる企業や個人を募集いたします。

### 1 窓口封筒の仕様について

#### (1) 種類と数量

窓口封筒の製作予定数量

A4サイズ対応封筒 90,000枚

※上記の製作予定数量は、令和7年度から8年度までの使用実績に基づき算出したものです。使用状況により調整することがあります。

#### (2) 使用期間

令和9年5月1日から令和11年4月30日までの2年間

#### (3) 納入時期

初回の納入期限は、令和9年4月19日(月)とする。以後、市からの依頼により随時納入すること。

#### (4) 納入場所

小樽市生活環境部戸籍住民課

#### (5) 掲載事項について

- ① 表面・裏面ともに複数の広告を掲載することも可
- ② 広告の範囲は封筒の表面の面積・裏面の面積のそれぞれ40%以下とすること
- ③ 掲載位置、サイズ、デザイン等は市と協議すること
- ④ 市の指定する事項を掲載すること

### 2 掲載広告の範囲

#### (1) 広告の内容が次のいずれかに該当するものは、掲載の対象としない。

- ① 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- ② 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- ③ 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- ④ 政治性のあるもの
- ⑤ 宗教性のあるもの
- ⑥ 社会問題についての主義又は主張に当たるもの
- ⑦ 個人又は法人の名刺広告
- ⑧ 内容又は責任の所在が不明確なもの
- ⑨ その他広告として掲載することが不適当であると市長が認めるもの

#### (2) 次のいずれかに該当する業種又は事業者の広告は、掲載しない。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業及びこれに類似する事業
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員が行う事業
- ③ 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業

- ④ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生又は更生手続中の事業者
- ⑤ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成 15 年法律第 83 号）第 2 条に規定するインターネット異性紹介事業
- ⑥ 違法又は不適当な行為により営業停止その他の不利益処分を受けている事業者
- ⑦ その他広告を掲載することが不適当であると市長が認める業種又は事業者

### 3 募集について

#### (1) 募集期間

令和 8 年 11 月 16 日（月）午後 5 時まで

#### (2) 応募方法

令和 9 年窓口封筒寄附申込書（様式 1）に必要事項を記入し、郵送、ファックス又は持参により下記に提出してください。

〒047-8660 小樽市花園 2 丁目 12 番 1 号

小樽市生活環境部戸籍住民課

（電話）0134-32-4111（内線 281/282）（ファックス）0134-33-4644

#### (3) 寄附者の決定方法

寄附申込者が複数の場合は、抽選により寄附者を決定する。抽選の結果については、すべての応募者に文書で通知いたします。

#### (4) 抽選日時

令和 8 年 11 月 30 日（月）午前 10 時

会場は、応募者に改めてお知らせいたします。応募者が抽選に出席できない場合は、職員が代理で抽選を行いますので、お申し出ください。

### 4 その他

- (1) 寄附希望者は、本仕様書及び「小樽市窓口封筒の設置及び寄附に関する要綱」を熟読の上応募してください。
- (2) 決定した寄附者は、寄附者決定の通知を受けた日から 10 日以内に市と窓口封筒の製作及び寄附についての覚書を交換してください。覚書（案）を貼付いたします。
- (3) 提出された書類等は返却いたしません。

### 問い合わせ先

〒047-8660 小樽市花園 2 丁目 12 番 1 号

小樽市生活環境部戸籍住民課（担当 中原）

（電話）0134-32-4111（内線 281/282）（ファックス）0134-33-4644

e-mail アドレス [koseki-jumin@city.otaru.lg.jp](mailto:koseki-jumin@city.otaru.lg.jp)